

個別規程 IIJ C-SOC サービス

令和3年10月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(カテゴリ)

IIJ C-SOC サービスには、次のカテゴリがあります。

カテゴリ	内容
プレミアム	IIJ C-SOC サービスを統合的に管理する機能を提供する、当社が定める仕様に基づくサービス
アドバンスト	IIJ C-SOC サービスを統合的に管理する機能(プレミアムより限定された機能とします。)を提供する、当社が定める仕様に基づくサービス
ベーシック	IIJ C-SOC サービスを統合的に管理する機能(アドバンストより限定された機能とします。)を提供する、当社が定める仕様に基づくサービス
モジュール	IIJ C-SOC サービスの対応サービスに応じて当社が区分したサービス単位であって、当該連携サービスのセキュリティログの分析、インシデント発見及びセキュリティ対策の提案等を提供するもの

第2条(モジュール)

カテゴリをモジュールとする IIJ C-SOC サービスには、次のモジュール種別(以下この個別規程において「モジュール種別」といいます。)があります。各モジュール種別が対応する IIJ インターネットサービスを併せて「IIJ C-SOC モジュール対応サービス」といいます。

モジュール種別	内容
IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール	当社が提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するモジュール
IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール	当社が提供する IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するモジュール
IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール	当社が提供する IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するモジュール
IIJ セキュア MX 連携モジュール	当社が提供する IIJ セキュア MX サービスに対応するモジュール

IIJ セキュアエンドポイント連携モジュール	当社が提供する IIJ セキュアエンドポイントサービスに対応するモジュール
IIJ マネージド WAF 連携モジュール	当社が提供する IIJ マネージド WAF サービスに対応するモジュール
個別ログ収集モジュール	契約者が指定する機器(当社が別途指定する範囲の機器とします。以下「個別ログ収集モジュール連携機器」といいます。)に対応するモジュール
クラウドログ収集モジュール	契約者が指定するクラウドサービス(当社が別途指定する範囲のクラウドサービスとします。以下「クラウドログ収集モジュール連携サービス」といいます。)に対応するモジュール

第 3 条(種類)

モジュール種別を IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール及び IIJ マネージドファイアウォール連携モジュールとする IIJ C-SOC サービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

(1) IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール関係

種類	内容
McAfee Network Security Platform	種類を McAfee Network Security Platform とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの

(2) IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール関係

種類	内容
FireWall-1	種類を FireWall-1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
NetScreen	種類を NetScreen とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
Palo Alto	種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
Fortinet FortiGate	種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
Juniper SRX	種類を Juniper SRX とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
仮想ファイアウォール(vMFW)	種類を仮想ファイアウォール(vMFW)とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの

第4条(品目)

カテゴリをモジュールとする IIJ C-SOC サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

(1) IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール関係

品目	内容
タイプ F	品目をタイプ F とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ V	品目をタイプ V とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ FV	品目をタイプ FV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ F/CE	品目をタイプ F/CE とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ V/CE	品目をタイプ V/CE とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ FV/CE	品目をタイプ FV/CE とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ X	品目をタイプ X とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの
タイプ XV	品目をタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに対応するもの

(2) IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール関係

種類	品目	内容
McAfee Network Security Platform	IPS/タイプ A	品目を IPS/タイプ A とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IPS/タイプ B	品目を IPS/タイプ B とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IPS/タイプ C	品目を IPS/タイプ C とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの

	IPS/タイプ D	品目を IPS/タイプ D とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IPS/タイプ S	品目を IPS/タイプ S とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IDS/タイプ A	品目を IDS/タイプ A とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IDS/タイプ B	品目を IDS/タイプ B とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IDS/タイプ C	品目を IDS/タイプ C とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IDS/タイプ D	品目を IDS/タイプ D とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの
	IDS/タイプ S	品目を IDS/タイプ S とする IIJ マネージド IPS/IDS サービスに対応するもの

(3) IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール関係

種類	品目	内容
FireWall-1	タイプ A	品目をタイプ A とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ B	品目をタイプ B とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ C	品目をタイプ C とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ D	品目をタイプ D とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの

	タイプ S	品目をタイプ S とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ V/PBB 接続	品目をタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
NetScreen	タイプ A	品目をタイプ A とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ B	品目をタイプ B とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ C	品目をタイプ C とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ D	品目をタイプ D とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ S	品目をタイプ S とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
Palo Alto	タイプ A	品目をタイプ A とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ B	品目をタイプ B とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ C	品目をタイプ C とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ D	品目をタイプ D とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの

	タイプ S	品目をタイプ S とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ V/PBB 接続	品目をタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
Fortinet FortiGate	タイプ A	品目をタイプ A とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ B	品目をタイプ B とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ C	品目をタイプ C とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ D	品目をタイプ D とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ S	品目をタイプ S とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ V/PBB 接続品目	品目をタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
Juniper SRX	タイプ A	品目をタイプ A とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ B	品目をタイプ B とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ C	品目をタイプ C とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの

	タイプ D	品目をタイプ D とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ S	品目をタイプ S とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	タイプ M/CXE 品目	品目をタイプ M/CXE 品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
仮想ファイアウォール (vMFW)	GIO-P2 パブリック タイプ 1	品目を GIO-P2 パブリック タイプ 1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	GIO-P2 パブリック タイプ 2	品目を GIO-P2 パブリック タイプ 2 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	PBB 接続 タイプ 1	品目を PBB 接続 タイプ 1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	PBB 接続 タイプ 2	品目を PBB 接続 タイプ 2 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの
	PBB 接続 タイプ 3	品目を PBB 接続 タイプ 3 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに対応するもの

(4) IIJ セキュアエンドポイント連携モジュール関係

品目	内容
アンチウイルス:Symantec	品目をアンチウイルス:Symantec とする IIJ セキュアエンドポイントサービスに対応するもの

アンチウイルス:BlackBerry	品目をアンチウイルス: BlackBerry とする IIJ セキュアエンドポイントサービスに対応するもの
IT 資産管理	品目を IT 資産管理とする IIJ セキュアエンドポイントサービスに対応するもの

(5) IIJ マネージド WAF 連携モジュール関係

品目	内容
タイプ A:10Mbps	品目をタイプ A:10Mbps とする IIJ マネージド WAF サービスに対応するもの
タイプ A:50Mbps	品目をタイプ A:50Mbps とする IIJ マネージド WAF サービスに対応するもの
タイプ A:100Mbps	品目をタイプ A:100Mbps とする IIJ マネージド WAF サービスに対応するもの
タイプ A:200Mbps	品目をタイプ A:200Mbps とする IIJ マネージド WAF サービスに対応するもの
タイプ AS	品目をタイプ AS とする IIJ マネージド WAF サービスに対応するもの

(6) 個別ログ収集モジュール関係

個別ログ収集モジュールには、タイプ 1、タイプ 2 及びタイプ 3 の品目があります。

第 5 条(最低利用期間)

IIJ C-SOC サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ C-SOC サービス契約」といいます。)には、次の最低利用期間があるものとし、その起算日は、課金開始日とします。

カテゴリ	モジュール種別	最低利用期間
プレミアム	—	6 ヶ月
アドバンスト	—	6 ヶ月
ベーシック	—	6 ヶ月
モジュール	IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール	6 ヶ月
	IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール	6 ヶ月
	IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール	6 ヶ月

	IIJ セキュア MX 連携モジュール	6ヶ月
	IIJ セキュアエンドポイント連携モジュール	6ヶ月
	IIJ マネージド WAF 連携モジュール	6ヶ月
	個別ログ収集モジュール	6ヶ月
	クラウドログ収集モジュール	6ヶ月

第6条(契約の単位)

カテゴリをプレミアム、アドバンスト又はベーシックとする IIJ C-SOC サービスの場合にあっては、当社は、契約者が指定する一の管理単位毎に一の IIJ C-SOC サービス契約を締結します。

2 カテゴリをモジュールとする IIJ C-SOC サービスの場合にあっては、当社は、一の品目毎に一の IIJ C-SOC サービス契約を締結します。

第7条(利用資格)

IIJ C-SOC サービスを利用するには、契約者が指定する一の管理単位毎に次の契約が必要です。

- (1) カテゴリをプレミアム、アドバンスト又はベーシックとする一の IIJ C-SOC サービス契約
- (2) カテゴリをモジュールとする一以上の IIJ C-SOC サービス契約

2 モジュール種別を個別ログ収集モジュール及びクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスを利用するには、カテゴリをプレミアム又はアドバンストとする IIJ C-SOC サービスの契約者である必要があります。

3 カテゴリをモジュールとする IIJ C-SOC サービスを利用するには、IIJ C-SOC モジュール対応サービスの契約者である、又は、カテゴリをモジュールとする IIJ C-SOC サービスと IIJ C-SOC モジュール対応サービスを連携させることについて IIJ C-SOC モジュール対応サービスの契約者の同意を得ている必要があります。

4 カテゴリをプレミアムとする IIJ C-SOC サービスにおいて、モジュール種別を IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール、IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール、IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール、IIJ セキュア MX 連携モジュール、IIJ セキュアエンドポイント連携モジュール又は IIJ マネージド WAF 連携モジュールとする IIJ C-SOC サービスを利用するには、第17条(カ

カテゴリをプレミアムとする IIJ C-SOC サービスにおける特則)第 1 項第 1 号に定める事項について IIJ C-SOC モジュール対応サービスの契約者の同意を得ている必要があります。

5 個別ログ収集モジュール及びクラウドログ収集モジュールを除き、種類及び品目は、IIJ C-SOC モジュール対応サービスの種類及び品目と一致している必要があります。

6 モジュール種別を IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールとする IIJ C-SOC サービスを利用するには、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにおいて当社が提供するバイパスオプションの契約者である必要があります。

7 モジュール種別を IIJ マネージド WAF 連携モジュールとする IIJ C-SOC サービスを利用するには、IIJ マネージド WAF サービスにおいて当社が提供するアドバンスサポートオプションの契約者である必要があります。

8 個別ログ監視オプションを利用するには、モジュール種別を個別ログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスの契約者である必要があります。

9 クラウドログ監視オプションを利用するには、モジュール種別をクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスの契約者である必要があります。

10 EDR 運用オプション及び EDR ライセンスを利用するには、カテゴリをプレミアムとする IIJ C-SOC サービスの契約者である必要があります。

11 EDR 運用オプションを利用するには EDR ライセンスの利用者である必要があります。

12 EDR ライセンスを利用するには EDR 運用オプションの利用者である必要があります。

第 8 条(利用条件)

契約者は IIJ C-SOC サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) モジュール種別を個別ログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスの利用にあつては、当該 IIJ C-SOC サービスと個別ログ収集モジュール連携機器を接続するための通信環境の準備
- (2) モジュール種別をクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスの利用にあつては、当該 IIJ C-SOC サービスとクラウドログ収集モジュール連携サービスを接続するための通信環境の準備
- (3) 前各号に定める事項のほか、当社が指定する事項

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ C-SOC サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 9 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ C-SOC サービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) IIJ C-SOC サービスのカテゴリ(ベーシックからアドバンスト又はプレミアム、アドバンストからプレミアムへの変更に限ります。)
- (2) 個別ログ収集モジュールを除くモジュールの品目(同じ種類内の変更であって、かつ、IIJ C-SOC モジュール対応サービスの品目の変更と同時に行う必要があります。)

第 10 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ C-SOC サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) 現地報告オプション

IIJ C-SOC サービスにおいて検知したセキュリティインシデントの発生件数及び当該セキュリティインシデントの内容等を、当社と契約者が合意して定める場所及び方法により報告するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) 個別ログ監視オプション

モジュール種別を個別ログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスに対し、個別ログ収集モジュール連携機器のログを収集及び分析するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(3) クラウドログ監視オプション

モジュール種別をクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスに対し、クラウドログ収集モジュール連携サービスのログを監視するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(4) ログ保管オプション

モジュール種別を IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール、IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール、IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール、IIJ セキュアエンドポイント連携モジュール、個別ログ収集モジュール及びクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービスに対し、IIJ C-SOC モジュール対応サービス(IIJ セキュア MX サービスを除きます)のログを保管するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。ログ保管オプションには、ログの保管期間に応じて 1 年単位で 1 年から 10 年のタイプがあります。

(5) インシデント対応支援オプション

契約者と当社との間で事前に取り決めた手順書に基づき、当該セキュリティインシデントの

調査等を実施するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(6) EDR 運用オプション

EDR ライセンスを利用し、セキュリティ対策及び EDR 製品（当社が定める範囲の製品とします）のクラウド基盤管理を実施するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(7) EDR ライセンス

EDR 運用オプションで利用するための EDR 製品ライセンスを提供及び/又は管理するオプションサービスであって、以下の種類があります。

(i) IIJ 提供

当社が提供する CrowdStrike Holdings, Inc.（以下、本約款において「CrowdStrike」とします。）の「Falcon Insight」又は「Falcon Insight 及び Falcon Prevent」を EDR 運用オプションで利用するもの。種類を IIJ 提供とする EDR ライセンスには、最低利用ライセンス数が 100 かつ課金開始日を起算日として 1 年間の最低利用期間の設定があるもの（以下「MSSP ライセンス」といいます。）、最低利用ライセンス数が 1,000 かつ課金開始日を起算日として 1 年の契約期間が設定されるもの（以下「期間ライセンス」といいます。）二つの種別があります。

(ii) 顧客ライセンス

契約者の保有する CrowdStrike の「Falcon Insight」又は「Falcon Insight 及び Falcon Prevent」を EDR 運用オプションで利用するもの

3 契約者の責に帰すべき事由により現地報告オプションが実施されなかった場合には、当社は、当該実施できないことについて債務不履行責任を負いません。

4 インシデント対応支援オプションの利用にあつては、次の事項が適用されるものとします。

(1) 契約者の責に帰すべき事由により、インシデント対応支援オプションが実施されなかった場合には、当社は、当該実施できないことについて債務不履行責任を負いません。

(2) インシデント対応支援オプションの調査結果は、完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

(3) インシデント対応支援オプションの調査結果レポートの著作権は、当社に帰属するものとします。

(4) 当社は、インシデント対応支援オプションの調査等によって得られたセキュリティインシデントに係る情報、プログラム等を IIJ C-SOC サービスその他の当社のセキュリティに係るサービス又はソリューションの改善等に利用することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

5 ログ保管オプションの利用者は、ログ保管オプションのタイプの変更を請求することができるものとします。ただし、変更後の保管期間が変更前の保管期間を下回らない場合に限りです。

6 種類を IIJ 提供とする EDR ライセンスの利用者は、CrowdStrike の定める提供条件に従うものとします。

7 種類を IIJ 提供とする EDR ライセンスの利用者が前項に定める提供条件に違背する等の理由により当社が何らかの損害を被った場合、当社は、当該契約者に対して当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。

8 現地報告オプション、個別ログ監視オプション、クラウドログ監視オプション、ログ保管オプション、インシデント対応支援オプション及び種類を顧客ライセンスとする EDR ライセンスの利用における最低利用期間は 6 ヶ月、EDR 運用オプション、種類を IIJ 提供かつ種別を MSSP ライセンスとする EDR ライセンスの利用における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。

9 種類を IIJ 提供かつ種別を期間ライセンスとする EDR ライセンスにおける最低利用期間はありますが、課金開始日を起算日として 1 年の契約期間が設定されるものとします。契約期間満了の 3 ヶ月前までに契約者から当社に対して当社所定の解約申込書で通知をした場合を除き、当該 EDR ライセンスは契約期間満了日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

10 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。ただし、種類を IIJ 提供かつ種別を期間ライセンスとする EDR ライセンスにあつては、当該ライセンスの利用の停止に係る通知が当社に到達した日から 90 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日(契約期間満了日を含みます。)のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

11 当社は、CrowdStrike が EDR 運用オプション及び EDR ライセンスに対応するサービスの提供を終了した場合、EDR 運用オプション及び EDR ライセンスを廃止します。

第 11 条(品質保証)

IIJ C-SOC サービス(カテゴリをベーシックとする IIJ C-SOC サービスを除きます。)においては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 稼働率
- (2) セキュリティインシデントの通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 12 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ C-SOC サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 クラウドログ監視オプションの利用が停止された場合、モジュール種別をクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービス契約は同日に解除されるものとします。また、モジュール種別をクラウドログ収集モジュールとする IIJ C-SOC サービス契約が解除された場合、クラウドログ監視オプションの利用は同日に停止されるものとします。

3 EDR 運用オプションの利用が停止された場合、EDR ライセンスの利用は同日に停止されるものとします。また、EDR ライセンスの利用が停止された場合、EDR 運用オプションの利用は同日に停止されるものとします。

第 13 条(料金)

契約者が、IIJ C-SOC サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ C-SOC サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 14 条(最低利用期間又は契約期間内解除調定)

第 5 条(最低利用期間)に定める品目の IIJ C-SOC サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

2 現地報告オプション、個別ログ監視オプション、クラウドログ監視オプション、ログ保管オプション、インシデント対応支援オプション、EDR 運用オプション、種類を IIJ 提供かつ種別を MSSP ライセンスとする EDR ライセンス及び種類を顧客ライセンスとする EDR ライセンスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

3 種類を IIJ 提供かつ種別を期間ライセンスとする EDR ライセンスがその契約期間満了日前に終了した場合には、契約者は別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 15 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ C-SOC サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 4 に定めるところにより IIJ C-SOC サービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2 IIJ C-SOC サービスにおいて第 11 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 4 に定めるところにより、IIJ C-SOC サービスの料金の減額を行うものとします。この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額とします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 16 条(保証の限定)

IIJ C-SOC サービスは、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) セキュリティインシデントの検知及び防御機能が、完全性、正確性、契約者の利用目的への適合性を有していること

2 個別ログ収集モジュール連携機器並びにクラウドログ収集モジュール連携サービスの設定及び設定の変更に関し、当社はコンサルティングを行います。当該設定及び変更の変更は契約者が行うものとします。

第 17 条(カテゴリをプレミアムとする IIJ C-SOC サービスにおける特則)

契約者は、カテゴリをプレミアムとする IIJ C-SOC サービスにおいて、モジュール種別を IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール、IIJ マネージド IPS/IDS 連携モジュール、IIJ マネージドファイアウォール連携モジュール、IIJ セキュア MX 連携モジュール、IIJ セキュアエンドポイント連携モジュール又は IIJ マネージド WAF 連携モジュールとする IIJ C-SOC サービスを利用する場合、次の事項が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。

- (1) 当社が IIJ C-SOC サービスにおいてセキュリティインシデントを検知した場合であつて、当該セキュリティインシデントに対する対策のために IIJ C-SOC モジュール対応サービ

スの設定変更が必要だと合理的に判断される場合に、契約者に連絡することなく IIJ C-SOC モジュール対応サービスの設定を変更すること。

(2)前号の設定変更には、通信の遮断等が含まれるものであり、当社がかかる設定変更の結果生ずる契約者の通信環境への影響その他の損害についていかなる責任を負いません。

2 前項の事項を行った場合には、当社は、事後遅滞なく契約者に連絡するものとします。

第 18 条(当社の責任の制限)

当社は、IIJ C-SOC サービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

第 19 条(情報の統計解析及び提供)

当社は、IIJ C-SOC サービスの提供を通じて得られた、監視対象ネットワークへの侵入、攻撃、防御等に関する情報を、個別の契約者に係る情報を特定できない態様に加工した上、当社のサービスの利用者全体に対して提供することができるものとします。

附則

平成 29 年 3 月 1 日施行

この契約約款は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

平成 30 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

平成 30 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

平成 30 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

平成 30 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

平成 31 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和元年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

令和 2 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

令和 3 年 5 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 3 年 5 月 1 日から実施します。

2 令和3年4月30日以前の契約約款に基づき成立したIIJ C-SOC契約は、IIJ C-SOCサービス契約として有効に存続するものとします。

3 令和3年4月30日以前の契約約款に基づき成立したカテゴリを「IIJ C-SOCサービス」とするIIJ C-SOC契約は、カテゴリを「アドバンスト」とするIIJ C-SOCサービス契約として有効に存続するものとします。

4 令和3年4月30日以前の契約約款に基づき成立したカテゴリを「IIJ C-SOCサービス ベーシック」とするIIJ C-SOC契約は、カテゴリを「ベーシック」とするIIJ C-SOCサービス契約として有効に存続するものとします。

令和 3 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。

令和 3 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

2 令和3年9月30日以前の契約約款に基づき成立したカテゴリをモジュール、モジュール種別をIIJセキュアエンドポイント連携モジュール、品目をアンチウイルス:CylanceとするIIJ C-SOC契約は、カテゴリをモジュール、モジュール種別をIIJセキュアエンドポイント連携モジュール、品目をアンチウイルス:BlackBerryとするIIJ C-SOCサービス契約として有効に存続するものとします。

別紙 1 IIJ C-SOC サービスにおける品質保証 [第 11 条関係]

1 稼働率

(1) 保証基準

IIJ C-SOC サービス基盤の稼働率(当社の定める算定方法による)が 99.9%以上であること。

2 セキュリティインシデントの通知

(1) 保証基準

当社が定める重要なセキュリティインシデントについて、当社が定める手続により、セキュリティインシデントを検知してから 15 分以内に契約者の指定する担当者にセキュリティインシデントの通知を行うこと。

別紙 2 IIJ C-SOC サービスにおける料金等 [第 13 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ C-SOC サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

現地報告オプション、個別ログ監視オプション、クラウドログ監視オプション、ログ保管オプション、インシデント対応支援オプション、EDR 運用オプション又は EDR ライセンスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ C-SOC サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

現地報告オプション、個別ログ監視オプション、クラウドログ監視オプション、ログ保管オプ

ション、インシデント対応支援オプション、EDR 運用オプション又は EDR ライセンスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

- (1) 第 9 条(契約内容の変更)第 1 項第 1 号に基づくカテゴリの変更にあつては、一変更につき別途契約者に示す金額
- (2) 第 9 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に基づく品目の変更にあつては、一変更につき別途契約者に示す金額
- (3) インシデント対応支援オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間又は契約期間内解除調定金 [第 14 条関係]

1 第 14 条第 1 項関係

IIJ C-SOC サービスの内容に応じ、第 5 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用(1)に定める金額

2 第 14 条第 2 項関係

第 10 条(オプションサービス)第 8 項又は第 9 項の規定に基づき設定された最低利用期間又は契約期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用(2)に定める金額

別紙 4 料金の減額 [第 15 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 15 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額 (第 15 条第 2 項関係)

違背が生じた該当の IIJ C-SOC サービス契約の月額費用の 10 分の 1 を減額するものとする。